指定居宅療養管理指導事業者　運営規定

【事業の目的】

第１条

　１．ハラダ調剤薬局　春原店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または

　　　介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の

適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、

要介護状態または要支援状態にあり、主治医等が交付した処方せんに基づき、

薬剤師の訪問を必要と認めた利用者様に対し、ハラダ調剤薬局　春原店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　２．利用者様が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限り

　　　その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

できるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者様に対してその居宅を訪問し、

その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の

管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

【運営の方針】

第２条

　１．要介護者または要支援者(以下、「利用者様」という)の意思および人格を尊重し、

　　　常に利用者様の立場にたったサービスの提供に努める。

　２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者

　　　その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

　３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

　　　・保険薬局であること。

　　　・在宅患者訪問薬剤管理指導の届け出を行っていること。

　　　・麻薬小売業者としての許可を取得していること。

　　　・利用者に関して秘密が保持でき、利用者様やその家族、連携する多職種者と

　　　　相談スペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

【従業者の職種、員数】

第３条

　１．従業者について

　　・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

　　・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

　　・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の

　　　通常業務等を勘案した必要数とする。

　２．管理者について

　　・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障のない範囲において、

　　　ハラダ調剤薬局　春原店の管理者との兼務を可とする。

【職務の内容】

第４条

　１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供にあたっては、医師及び歯科医師の交付する

　　　処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者様の病状及び心身状況を把握し

　　　継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに

及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に

資するよう妥当適切に行う。

　２．訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに

　　　処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

【営業日および営業時間】

第５条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として認可された

営業日、営業時間とする。但し、年末年始(12月30日～1月3日)除く。

1. 通常、火曜日から土曜日の午前８時３０分～午後６時、

月曜日、日曜日、年末年始は閉局(お休み)

　３．利用者様には、営業時間外の連絡先も掲示する。

【通常の事業の実施地域】

第６条

　１．通常の実施地域は、原則として日向市内の区域とする。

【指定居宅療養管理指導等の内容】

第７条

　１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な業務内容は以下の通りとする。

　　・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)

　　・薬剤服用歴の管理

　　・調剤した薬剤等の居宅への配送

　　・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導

　　・使用薬剤の有効性に関するモニタリング

　　・薬剤の重複投与、相互作用等の回避

　　・副作用の早期発見、未然防止と適切な処理

　　・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認

　　・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言・提案

　　・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価

　　・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認

　　・患者様の住環境等を衛生的に保つための助言・提案

　　・在宅医療機器、用具、材料等の供給

　　・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

【利用料】

第８条

　１．利用料については、介護報酬の告知上の額とする。

　２．利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者様又はその家族様に

　　　サービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

【緊急時等における対応方法】

第９条

　１．居宅療養管理指導等を実施中に、利用者様の病状に急変その他緊急事態が生じた

　　　場合には、速やかに主治医等に連絡すること。

【その他運営に関する重要事項】

第１０条

　１．ハラダ調剤薬局　春原店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため

　　　定期的な研修の機会を設け、質の保証ができうる業務態勢を整備する。

　２．従業者は、業務上知りえた利用者様またはその家族様の個人情報(秘密)を保持する。

　３．従業者であった者に、業務上知りえた利用者様またはその家族様の個人情報(秘密)を

　　　保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を

　　　従業者との雇用契約の内容とする。

　４．サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いる場合は、利用者様の

　　　同意を、家族様の個人情報を用いる場合は当該家族様の同意を、予め文書により

　　　得ておくこととする。

　５．この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ハラダ調剤薬局　春原店と

　　　事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。